

# 住宅用地の適用（変更）申告書 【記入例】

××年 6月 1日

（あて先）新発田市長

申告者 (共有の場合は代表者)	住所 (所在地)	新発田市中央町3丁目3番3号		
	氏名 (名称)	新発田 太郎	印	電話 0254-22-3030
	個人番号又は法人番号	1234 5678 9012 (※個人番号は12ケタ、法人番号は13ケタ)		

私の所有する下記の土地は、××年 5月 1日 から  住宅用地として利用している  利用状況を変更した ので、

新発田市市税条例第62条の規定により下記のとおり申告します。

	土地の所在 (町丁目大字・地番)	地積 (㎡)	利用状況 (翌年1月1日現在) 番号(※)	備考(用途等)
1	中央町3丁目甲392番地	138.61	①	
2				
3				

※「番号」欄には、下の「利用用途の一覧」①～④を選んで記入してください。

## 【利用用途の一覧】

- ①…専用住宅の敷地
- ②…共同住宅の敷地
- ③…併用住宅の敷地
- ④…その他（備考欄に用途など詳しくご記入願います。）

- (注) 1 この申告書は、土地の利用状況に変更があった場合、その土地の所有者から申告していただくものです。
- 2 建物が建っている土地が2筆以上の方は、すべての筆を記入してください。
- 3 後日、固定資産評価補助員が、調査（確認）にお伺いする場合があります。
- 4 利用状況の図面等の資料をお持ちの場合は、その写しを併せて提出してください。

# 住宅用地に対する課税標準の特例について

## 1. 住宅用地とは

土地に対する固定資産税が課税される年の賦課期日（1月1日）現在において、住宅やアパートの敷地として利用されている土地のことをいいます。

## 2. 住宅用地の範囲

- (1) 専用住宅である敷地の用に供されている土地
- (2) 併用住宅である敷地の用に供されている土地（居住部分の割合が1/4以上に限る）

※住宅用地面積は、住宅全体に占める居住部分の10倍までが限度になります。

併用住宅は、居住部分の割合により住宅用地面積が全てには適用されない場合があります。

## 3. 住宅用地の内容

### (1) 小規模住宅用地

200㎡以下の住宅用地をいい、課税標準額については評価額の6分の1の額とします。  
ただし、200㎡を超える場合は住宅1戸あたり200㎡までの部分とします。

### (2) 一般住宅用地

小規模住宅用地以外の住宅用地をいい、課税標準額については評価額の3分の1の額とします。

※課税標準額とは、固定資産税を計算するための基礎となる価格です。

## 4. 住宅用地の申告

### 申告義務 【新発田市税条例第62条及び地方税法第384条】

賦課期日（毎年1月1日）現在において、住宅用地を所有する方は、申告すべき事項に異動がない場合を除き、上記法令に基づき、当該住宅用地の所在及び地積、利用状況、その他必要な事項を申告しなければなりません。

上記申告が無かった場合には、住宅用地特例の適用を受けられない場合がありますので、ご注意ください。

連絡先：新発田市役所 税務課 固定資産税土地係  
TEL 0254-22-3030